第４次

いといがわ
男女共同参画プラン

一人ひとりが多様性を尊重し
個性と能力を発揮できる社会へ



令和９年▶令和13年

糸魚川市

一人ひとりが多様性を尊重し
個性と能力を十分に発揮できる
いといがわを目指して



人口減少や少子高齢化、働き方や家族のあり方など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした変化に対応し、豊かな市民生活と地域社会の持続的な発展を実現するためには、誰もがお互いの人権や個性を尊重し、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮して、自分らしく活躍できる男女共同参画の実現が重要です。

国においては、男女共同参画基本法に基づく取組が進められるとともに、女性活躍推進法の制定など、誰もが活躍できる社会の実現に向けた法整備が進められてきましたが、社会情勢の変化に伴い、仕事と生活の調和や政策・方針決定過程への女性の参画、あらゆる暴力の根絶など、取り組むべき課題も多様化しています。

本市では、これまで「いといがわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。このたび、これまでの取組を踏まえ、社会環境の変化や新たな課題に対応し、男女共同参画施策をより一層推進するため、「第４次いといがわ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画では、「一人ひとりが多様性を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会」を基本理念に掲げ、３つの基本目標のもと、誰もが自分らしく安心して暮らし、活躍できる社会の実現を目指してまいります。市民の皆様をはじめ、事業者や関係団体の皆様とともに本計画を着実に推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました糸魚川市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、市民意識アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和９年３月

糸魚川市長　久保田郁夫

目　次

第１章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の趣旨
2　計画策定の背景
3　基本理念
4　計画の性格と位置づけ
5　計画の期間
6　計画の基本目標
7　持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた推進
8　計画の体系

第２章　基本目標と取組

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり
　重点目標１　男女共同参画への理解の促進
　重点目標２　多様性を尊重する教育・学習の充実
基本目標Ⅱ　誰もが能力を発揮できる基盤づくり
　重点目標１　性別に偏らない就労環境づくり
　重点目標２　ワーク・ライフ・バランスの推進
　重点目標３　方針決定過程への女性の参画拡大
基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり
　重点目標１　あらゆる暴力の根絶
　重点目標２　生涯を通じた健康支援
　重点目標３　誰もが安心して暮らせる環境の整備

第３章　計画の推進

1　市民・企業・団体等との連携
2　庁内の推進体制
3　進行管理
4　主要目標指標

資料編

1　男女共同参画に関する市民アンケート
2　糸魚川市男女共同参画推進委員会設置要綱
3　糸魚川市男女共同参画推進委員会名簿
4　男女共同参画に関連する法律

第１章

計画の基本的な考え方

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨
２　計画策定の背景
３　基本理念
４　計画の性格と位置づけ
５　計画の期間
６　計画の基本目標
７　持続可能な開発目標（SDGｓ）を踏まえた推進
８　計画の体系

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を推進することとしています。

本市では、平成 19（2007）年に「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。

一方で、人口減少や少子高齢化、働き方や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、「多様な生き方を可能にする環境づくり」は、より一層重要になっています。

こうした状況に対応し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「第４次いといがわ男女共同参画プラン」を策定しました。

２　計画策定の背景

⑴　国の動き

国は、昭和 50（1975）年の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画を受け、国際的な潮流に対応した取組を推進することとなり、昭和 60（1985）年に男女雇用機会均等法などの国内法を整備した後、同年女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」を制定、平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

労働分野では、育児・介護休業法の度重なる改正により、仕事と家庭生活の両立を支援する制度が拡充されました。

また、平成 27（2015）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が令和７（2025）年に改正され、男女間賃金差異の情報の公表や女性の管理職登用に関する取組など、女性の職業生活において、さらに活躍するための環境整備が進められています。

令和４（2022）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、困難な問題を抱える女性への支援施策を推進することになりました。

令和８（2026）年３月には、男女共同参画社会基本法に基づく「第６次男女共同参画基本計画」が策定され、同年４月には独立行政法人男女共同参画機構が発足し、男女共同参画センター等を通じた地域における取組のさらなる推進が図られています。

⑵　県の動き

新潟県では、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画として、平成 13（2001）年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成 14（2002）年には「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。

その後、条例の基本理念に基づき、平成 18 年（2006 年）に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定し、改正を重ねながら、男女平等社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を総合的に推進しています。

３　基本理念

一人ひとりが多様性を尊重し
個性と能力を十分に発揮できる社会

糸魚川市は、一人ひとりがお互いの違いや個性を認め合い、性別に関係なく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

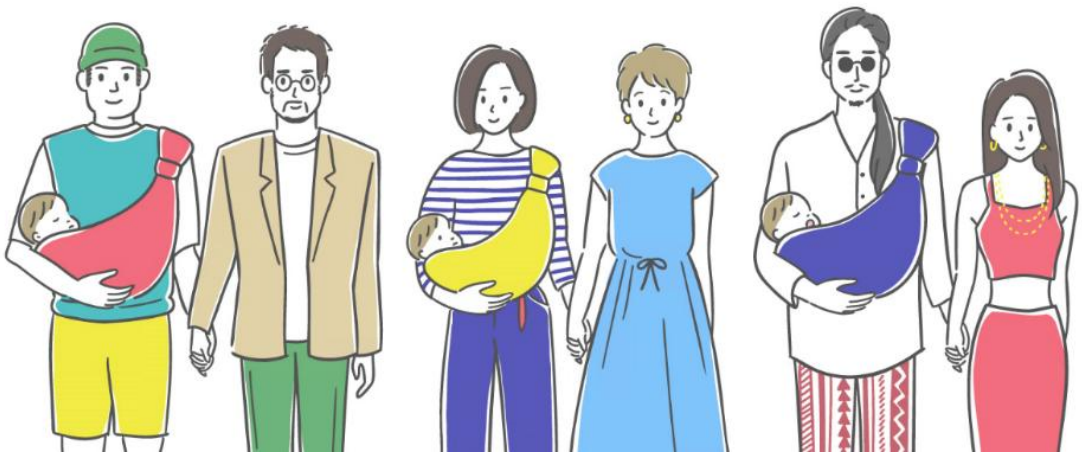

4　計画の性格と位置づけ

⑴　この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に規定する糸魚川市の基本的な計画です。

⑵　この計画の一部を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第６条第２項に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。

⑶　この計画の一部を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第２条第３項に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。

⑷　この計画の一部を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第８条第３項に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。

⑸　この計画は、「第３次糸魚川市総合計画」と整合性をもつものであり、さらに、各分野の個別計画との整合性を図るものです。

⑹　市民と行政が一体となって推進する計画であり、市、市民、企業、学校、各種団体の総合理解のもとに協力しながら推進するための行動指針となります。

⑺　この計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方と同じ方向性であり、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指しています。

5　計画の期間（５か年）

令和９年度（2027 年度）　▶　令和 13 年度（2031 年度）

社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

6　計画の基本目標

計画の基本理念を達成するため、基本目標を次のとおり設定します。

目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれないことが必要です。

職場、家庭、地域、学校など、あらゆる場面を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、多様な生き方や考え方を尊重する意識を育みます。

また、子どもの頃から性別にとらわれず、自分らしい生き方や将来の選択について考えることができるよう、ジェンダー平等の視点に立った人権教育やキャリア教育を推進します。

目標Ⅱ　誰もが能力を発揮できる基盤づくり

誰もが性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮するためには、働く場における男女平等や、仕事と生活を両立できる環境の整備が重要です。

性別に偏らない就労環境づくりを進めるとともに、就労・再就職・起業など、一人ひとりの希望に応じた働き方や経済的自立を支援します。

また、仕事と生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、誰もが社会のさまざまな分野で活躍できる環境づくりを進めます。

目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

配偶者等からの暴力や性暴力、ハラスメントなど、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。暴力を許さないという意識を社会全体で共有し、被害の防止と被害者への支援を進めます。

また、男女が生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、性別やライフステージに応じた健康支援を推進します。

さらに、地域活動や防災分野への参画を進めるとともに、困難を抱えた人が必要な支援につながり、誰もが地域で安心して暮らせる環境を整備します。

7　持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、Sustainable Development Goals の略称で、平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたる 17 の目標が設定されています。

持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取組となっています。

本市においても、第４次いといがわ男女共同参画プランでは、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れ、計画を推進していきます。



8　計画の体系

基本理念

一人ひとりが多様性を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会

基本目標	重点目標	施策の方向性	
Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	1 男女共同参画への理解の促進	1-1 固定的な性別役割分担の解消に向けた意識づくり	
		1-2 男女共同参画への理解の促進	
	2 多様性を尊重する教育・学習の充実	2-1 ジェンダー平等の視点に立った人権教育	
		2-2 固定的な考え方にとらわれないキャリア教育	
Ⅱ 誰もが能力を発揮できる基盤づくり	1 性別に偏らない就労環境づくり	1-1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	1-3 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備
		1-2 職場におけるハラスメント防止に向けた取組	1-4 就労・再就職・起業支援
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	2-1 ライフステージにおける男女双方の意識改革	
		2-2 育児・介護の支援環境の充実	
	3 方針決定過程への女性の参画拡大	3-1 市の審議会等への女性の参画推進	
		3-2 管理職等への女性の積極的登用の推進	
Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	1 あらゆる暴力の根絶	1-1 DV・性暴力等の根絶に向けた対策の推進	1-3 安全な保護体制と自立支援の充実
		1-2 安心して相談できる体制の整備	1-4 関係機関等との連携強化
	2 生涯を通じた健康支援	2-1 身体的性差に応じた健康支援	
		2-2 妊娠、出産等に関する健康支援	
	3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	3-1 地域活動における男女共同参画の推進	3-3 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備
		3-2 防災分野における女性の参画拡大	

第２章

基本目標と取組

第２章　基本目標と取組

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標１　男女共同参画への理解の促進
重点目標２　多様性を尊重する教育・学習の充実

基本目標Ⅱ　誰もが能力を発揮できる基盤づくり

重点目標１　性別に偏らない就労環境づくり
重点目標２　ワーク・ライフ・バランスの推進
重点目標３　方針決定過程への女性の参画拡大

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

重点目標１　あらゆる暴力の根絶
重点目標２　生涯を通じた健康支援
重点目標３　誰もが安心して暮らせる環境の整備

第２章　基本目標と取組

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標１　　男女共同参画への理解の促進

現状と課題

男は仕事、女は家庭といった性別による固定的な性別役割分担意識※1は、時代とともに変わりつつあるものの、自分では気づいていない“無意識の思い込み”（アンコンシャス・バイアス※2）による障壁が、依然として残っています。

市民アンケートでは、「男性は仕事、女性は家庭を中心とするべき」という考え方について、「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が16.9%となっています。

ライフスタイルが多様化していく中では、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画社会の実現の必要性を正しく理解することが不可欠です。そのため、男女共同参画に関する認識や意義に対する理解を深める取組が必要です。

■ 家庭における役割分担意識について

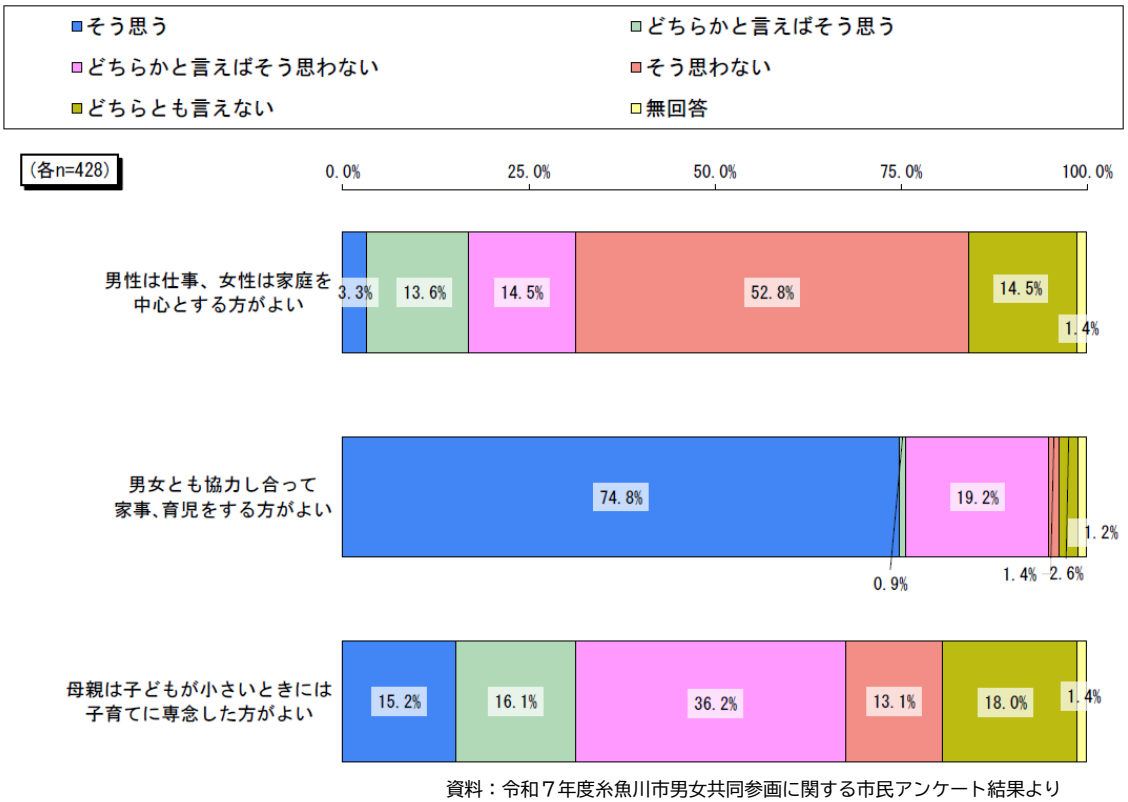

資料：令和７年度糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート結果より

施策の方向性

⑴　固定的な性別役割分担の解消に向けた意識づくり

具体的事業	担当課
男性の仕事中心の生き方を見直すための情報発信	総務課
家事・育児等の女性への偏重の見直しのための啓発	総務課
LGBTQ+ ※3に対する正しい知識の啓発	総務課
市刊行物に用いる言葉やイラストなどの表現方法の見直し	全部局

⑵　男女共同参画への理解の促進

具体的事業	担当課
男女共同参画に関する調査の実施	総務課
男女共同参画に関する講演会の開催	総務課
家庭・地域等への広報・啓発活動の推進	総務課

※1　性別による固定的役割分担意識

男性・女性という性別を理由として、固定的に役割を分けること。

※2　アンコンシャス・バイアス

人が無意識に持っている偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで行動や意思決定に影響を与える。

※3　LGBTQ+

Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：出生時に割り当てられた性別と性自認が一致しない者）、Queer（クィア：性別の枠組みにおさまらない者）、Questioning（クエスチョニング：性自認や性的指向が定まっていない者）の頭文字をとった言葉。セクシャルマイノリティ（性的少数者、性的マイノリティ）を表す総称のひとつ。そこに＋（プラス）をつけることで、LGBTQ に当てはまらない多様な性を表現するもの。

重点目標２　　多様性を尊重する教育・学習の充実

現状と課題

幼児期からの体験や経験は、その後の人格形成に大きな影響を与えるとされています。

新潟県による調査では、学校で先生からの「女子だから」「男子だから」といった言動等があったと回答した方の割合が 39%となっています。

男女共同参画の推進には、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育や性別にとらわれずに生活できる環境が重要です。

次代を担う子どもたちには、大人が固定的な性別役割分担意識に基づく無意識な思い込みを押しつけることなく、性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できるよう、個々に応じた教育・指導が必要です。

■ 分野ごとの男女平等意識

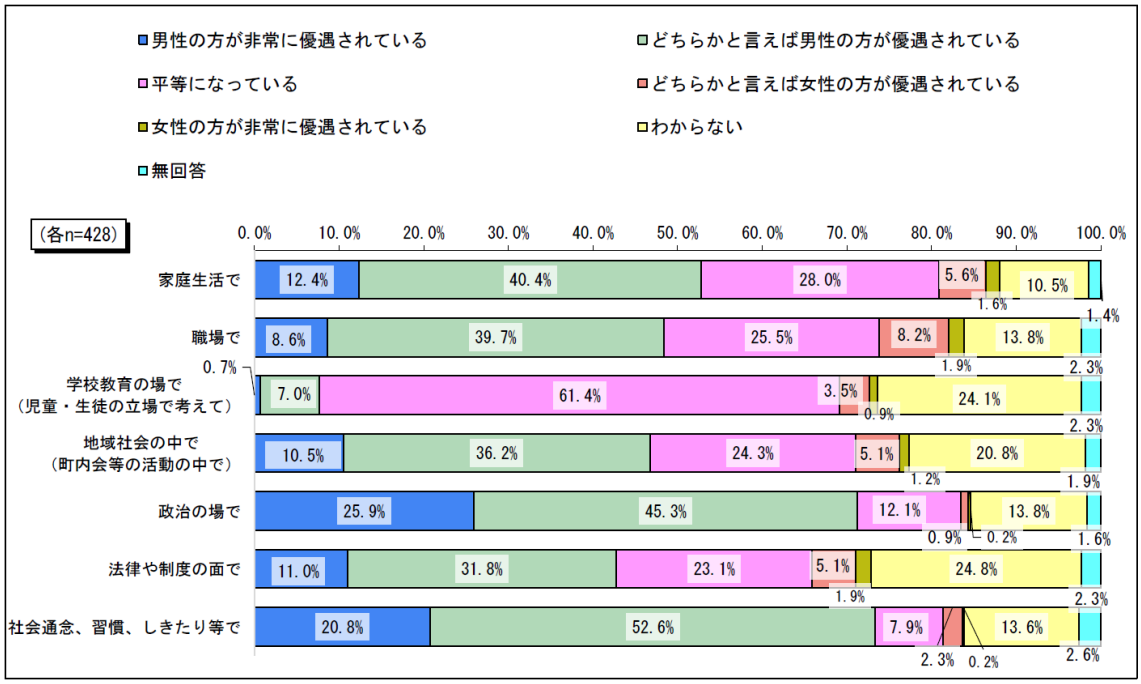

■ 学校で先生からの、女子だから・男子だからという状況・言動等

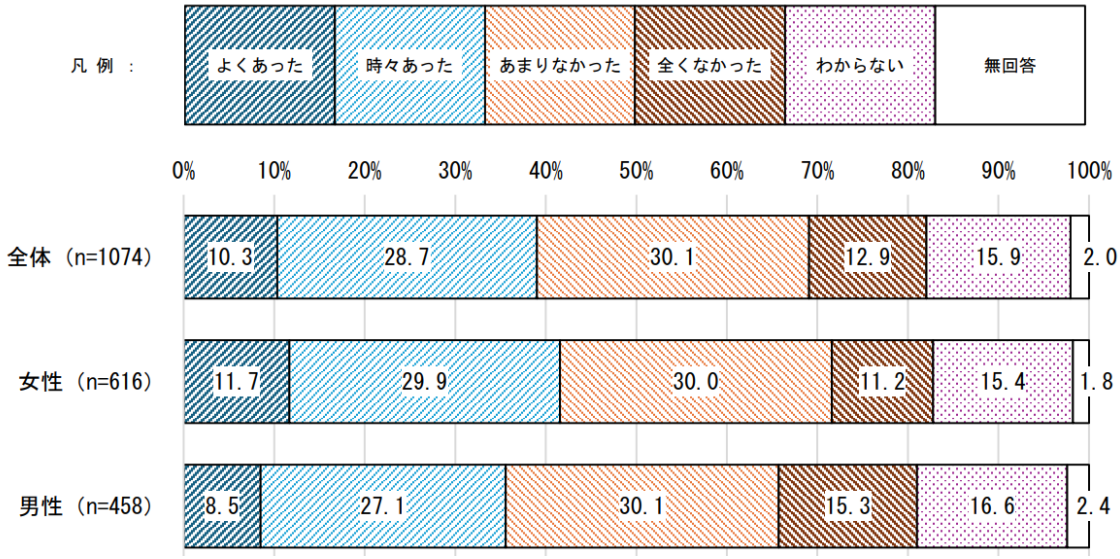

資料：令和７年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査報告

施策の方向性

⑴ ジェンダー平等の視点に立った人権教育

具体的事業	担当課
ジェンダー平等の視点に立った教育・指導	学校教育課
男女共同参画関係図書の提供	文化スポーツ課
男女共同参画に関する保育士・教諭等に対する啓発の推進	学校教育課 総務課

⑵ 固定的な考え方にとらわれないキャリア教育

具体的事業	担当課
固定的な考え方にとらわれない専攻や職業に関する幅広い情報の提供	学校教育課
生徒の自らの意思を尊重する進路相談体制	学校教育課

基本目標Ⅱ　誰もが能力を発揮できる基盤づくり

重点目標１　　性別に偏らない就労環境づくり

現状と課題

市民アンケートでは、「職場において男女格差を感じたことがあるか」という調査に対し、男性の 35.7%は「人事異動・仕事内容」に、女性の 26.3%は「賃金手当・昇給昇進」に格差を感じています。

誰もが、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮しながら働くためには、採用や賃金などにおいて性別による不利益を受けることなく、一人ひとりの能力や意欲に応じて働くことのできる環境づくりが必要です。

■　**職場において、男女格差を感じたことがある**

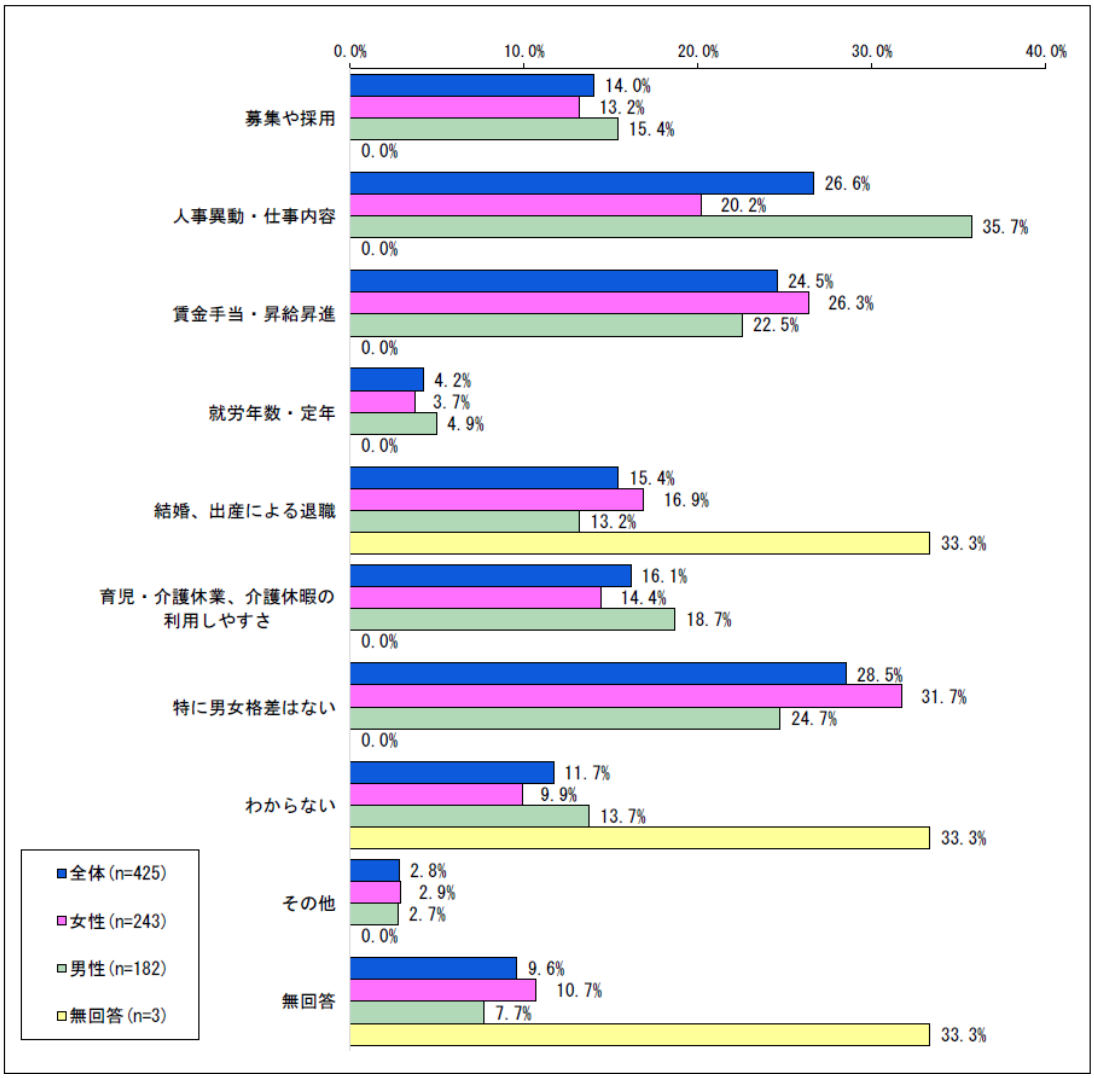

資料：令和７年度糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート結果より

施策の方向性

⑴　男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的事業	担当課
労働関係法令や制度の周知	産業労働課
事業主の理解と職場環境整備の促進	産業労働課
経営能力の育成と創業への支援	産業労働課
キャリア形成支援	産業労働課 総務課

⑵　多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

具体的事業	担当課
テレワークの推進	産業労働課
新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）への登録推進	産業労働課 総務課
Ni-ful 認定企業への入札参加資格における加点評価	全部局

⑶　職業におけるハラスメント防止に向けた取組

具体的事業	担当課
市職員のハラスメント防止研修の実施	総務課
企業のハラスメント防止に向けた学習機会の提供	総務課

⑷　就労・再就職・起業支援

具体的事業	担当課
ワーカー養成講座の実施	産業労働課
再就職を支援するための説明会の開催	産業労働課
起業の方法や支援制度について情報提供	産業労働課

重点目標２　　ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

近年では、すべての人が多様な生き方を尊重され、その個性と能力を発揮し充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※４）の実現が特に重要となっています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、性別や年齢にかかわらず誰もが働き方を見直すとともに、家庭においても互いに協力して家事や育児などを担い、仕事と生活の調和を図ることが大切です。

また、ワーク・ライフ・バランスに関する事業所の取組を推進するため、事業所や市民への啓発を行っていくことも重要です。

■　家庭での家事・育児・介護の分担状況

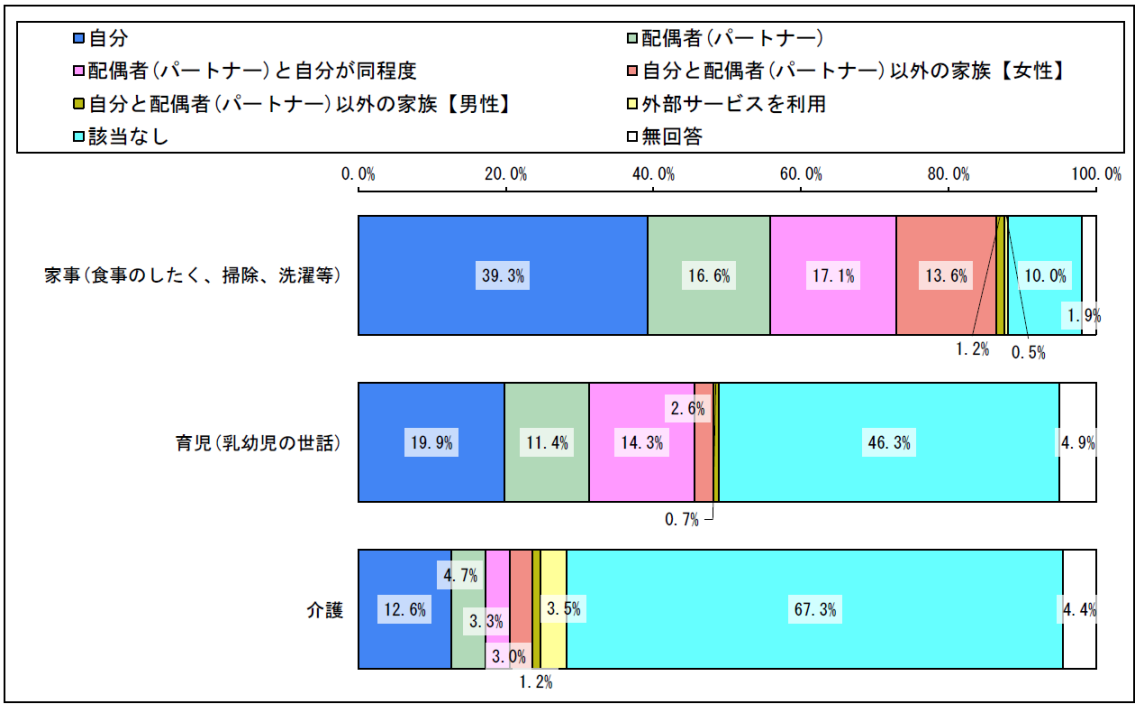

資料：令和７年度糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート結果より

※４　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発等のさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

育児休業の取得状況

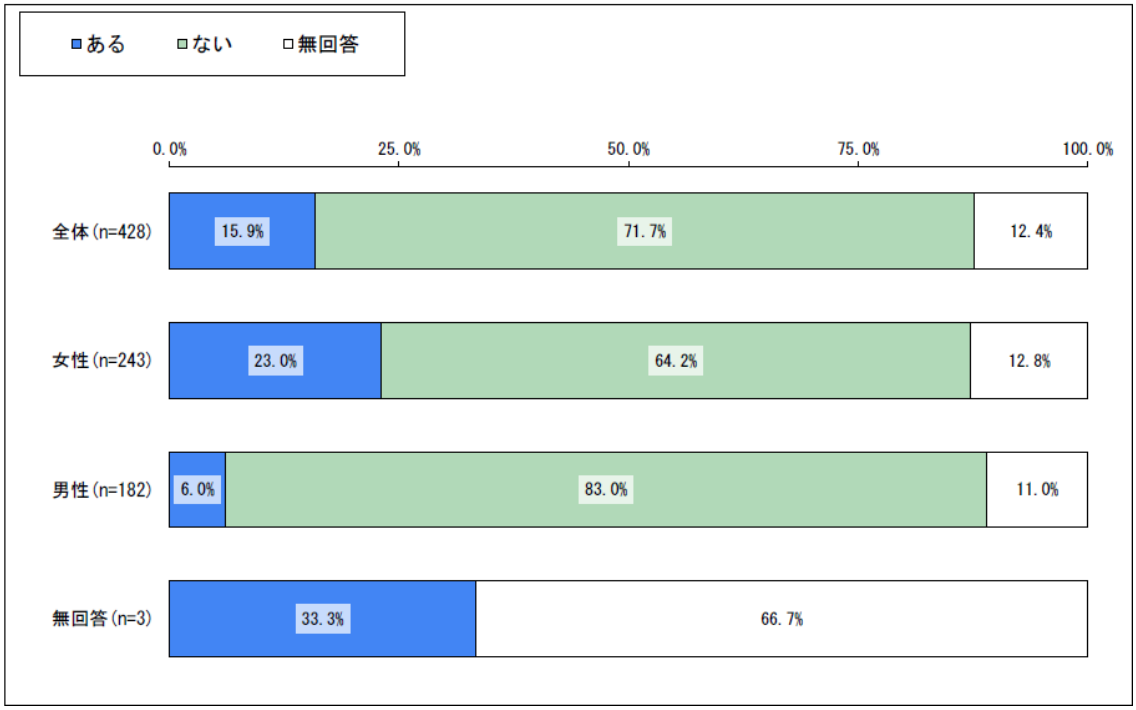

資料：令和７年度糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート結果より

介護休業の取得状況

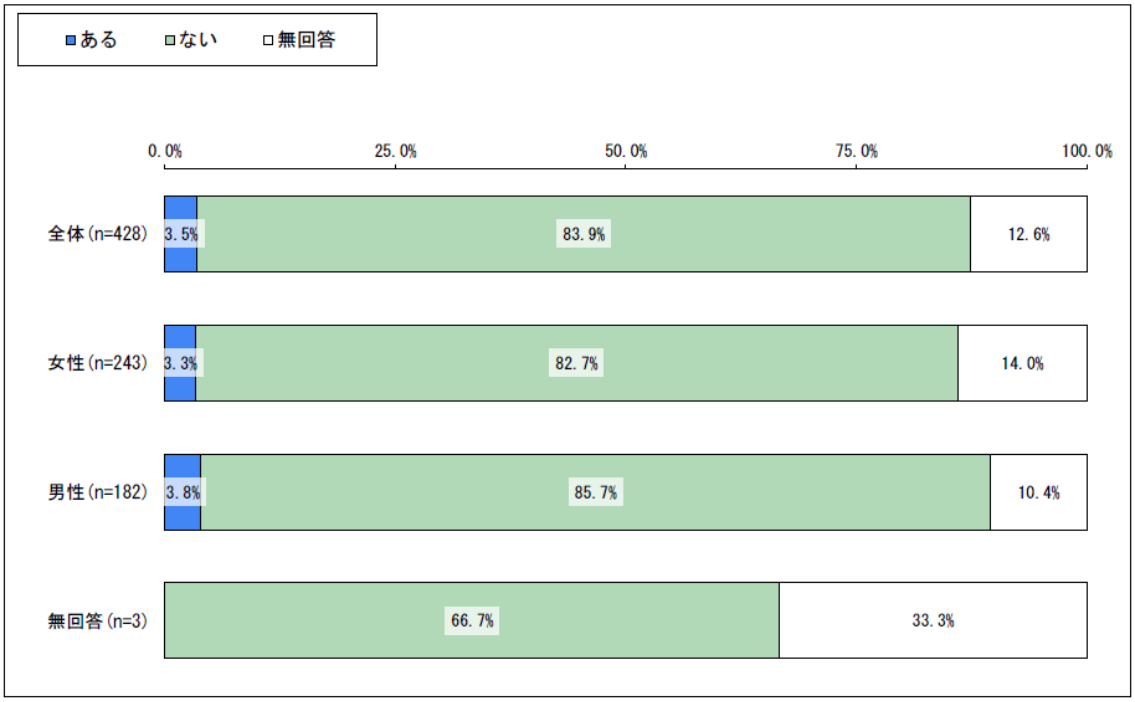

資料：令和７年度糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート結果より

施策の方向性

⑴　ライフステージにおける男女双方の意識改革

具体的事業	担当課
多様な働き方を含むワーク・ライフ・バランスに関する周知や啓発	総務課
父親の子育て参加を進める親子参加型の教室・講座の開催	文化スポーツ課 こども家庭課

⑵　育児・介護の支援環境の充実

具体的事業	担当課
育児・介護休業制度の普及・啓発	産業労働課
市職員が育児・介護休暇を取得しやすい環境の確立	総務課
子ども・子育て家庭への支援の充実	こども家庭課
介護サービス基盤の整備・充実	福祉事務所

重点目標３　　方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として施策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、ともに責任を担うことが重要です。

当市における女性職員の管理職等（係長相当職以上）の登用率は直近 10 年間で大幅に増加しており、平成 28 年度は 3.2%であったのに対し、令和７年度は 17.1%でありました。

一方で、審議会等の委員に占める女性の割合は、ここ数年横ばいで推移しています。ダイバーシティ※５ の観点からも、男女双方の意見がバランスよく反映されるよう、女性委員の登用について引き続き働きかけを行っていく必要があります。

■　各種審議会等における女性の登用率

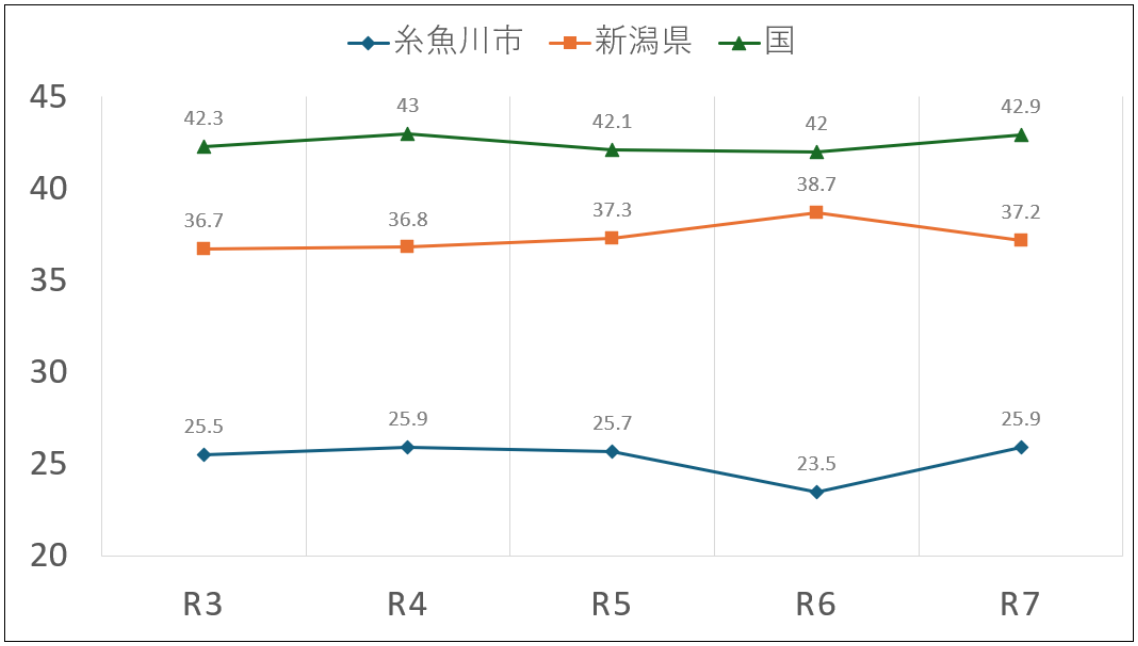

※５　ダイバーシティ

多様性を尊重し、組織や社会において、人種・文化・年齢・性別・障がいの有無・価値観など、人々が持つ様々な違いを尊重し、積極的に生かす考え。

施策の方向性

⑴　市の審議会等への女性の参画促進

具体的事業	担当課
各種審議会等へ女性の登用の推進	総務課

⑵　管理職等への女性の積極的登用の推進

具体的事業	担当課
市の女性職員の管理・監督職への積極的な登用	総務課
民間企業における女性管理職の登用やキャリア形成支援に関する啓発	産業労働課
女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施	総務課 産業労働課

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

重点目標１　　あらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者からの暴力（DV）、性犯罪等のジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

実態として、全国における配偶者からの暴力に関する相談件数は増加傾向にあり、令和７年には 98,289 件と、DV 防止法施行後最多となっています。

また、SNS 等を利用した被害や、若年層における DV、性犯罪、性暴力など、暴力の形態も多様化しています。

さらに、児童虐待、高齢者虐待など、家庭や身近な関係の中で生じる虐待についても、深刻な人権侵害として、早期発見・早期対応と被害者への支援が求められています。

近年、DV 防止法や刑法の改正により、保護命令制度や性犯罪に関する規定が見直されるなど、暴力を取り巻く法制度も変化しています。

あらゆる暴力を許さない社会を実現するため、予防教育や啓発を進めるとともに、被害者が安心して相談し、必要な支援につながることのできる体制の充実が必要です。

■　全国における配偶者からの暴力事案等の相談等状況

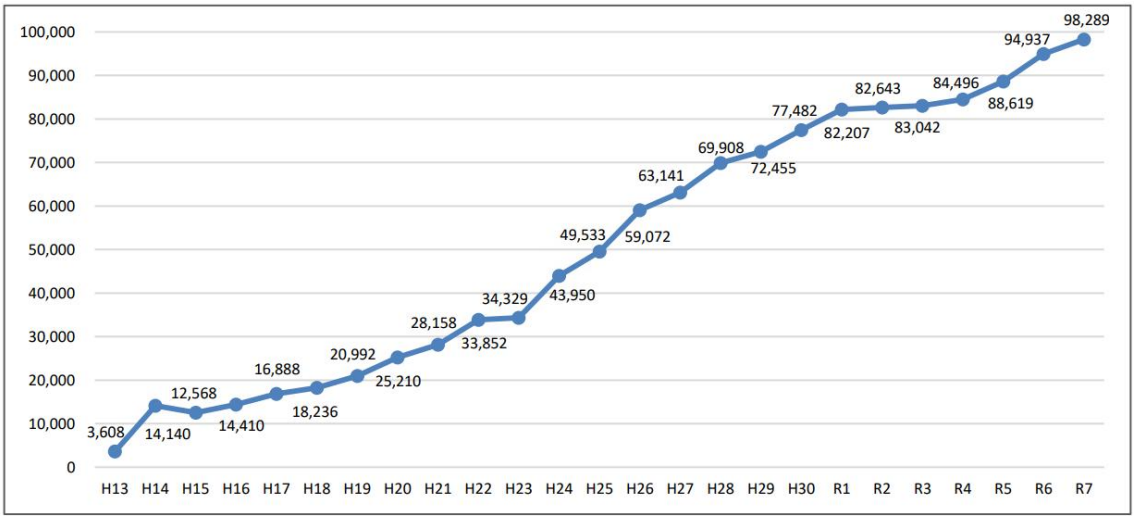

資料：（警察庁）「令和７年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」より

施策の方向性

⑴　あらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

具体的事業	担当課
DV・性暴力防止の意識啓発の推進	総務課 こども家庭課
デート DV 防止の意識啓発	学校教育課 こども家庭課
児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	こども家庭課
インターネットによる人権侵害をなくすための意識啓発	総務課 学校教育課 こども家庭課

⑵　安心して相談できる体制の整備

具体的事業	担当課
相談窓口の周知	総務課 こども家庭課 福祉事務所
安心して相談できる体制の確保	

⑶　迅速な保護体制と自立支援の充実

具体的事業	担当課
関係機関との連携による迅速な保護体制の構築	総務課 こども家庭課 福祉事務所
関係機関との連携による被害者支援	

⑷　関係機関等との連携強化

具体的事業	担当課
関係機関との相談ネットワークの構築	総務課 こども家庭課 福祉事務所

重点目標２　　生涯を通じた健康支援

現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。特に女性は、妊娠・出産・更年期など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意しなければなりません。

今後ますます進行が予想される超高齢社会において、一人ひとりの生活の質を向上させ、健康寿命を延ばすため、男女の性差に応じた健康づくり・体力づくりを進めることが重要です。

■ 健康寿命の推移

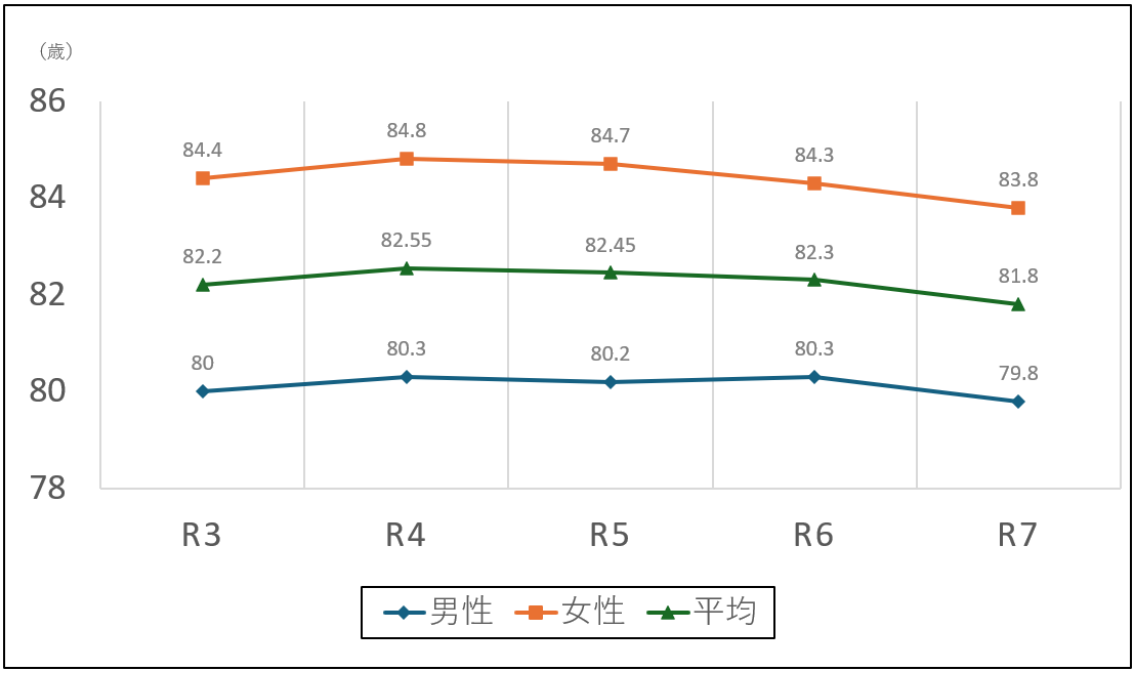

施策の方向性

⑴　ライフステージに応じた健康支援

具体的事業	担当課
疾病の早期発見と重症化予防の徹底	健康増進課 福祉事務所
適切な食事や運動習慣による健康づくりの推進	
フレイル予防の推進	
こころの健康づくりの推進	

⑵　妊娠、出産等に関する健康支援

具体的事業	担当課
性と生殖に関する正しい知識と理解の普及	こども家庭課 学校教育課
妊娠、出産に関わる健康の維持・増進への支援	こども家庭課

重点目標３　　誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

家族形態や就労形態の多様化が進む中、経済的な困窮や社会的孤立、必要な情報や支援につながりにくい状況など、様々な生活上の課題が生じている人がいます。こうした課題は誰にでも生じる可能性があり、抱える課題や必要とする支援は一人ひとり異なります。

困難な問題を抱える人の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況に応じた最適な支援を受けられることにより、自立して生活するための環境整備が必要であり、行政・民間・地域で補完し合いながら、対等な立場で協働していくことが重要です。

■ 一人暮らし世帯数及び 65 歳以上の世帯の推移

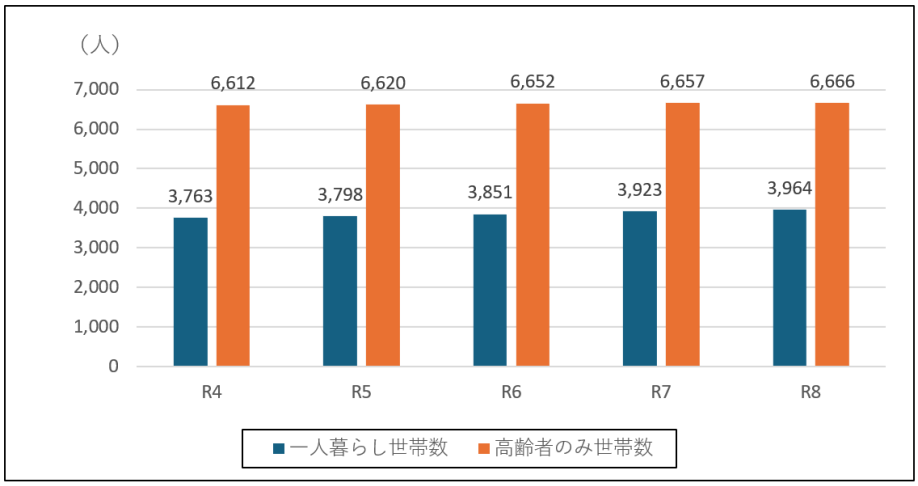

■ 生活保護人員・保護率の推移

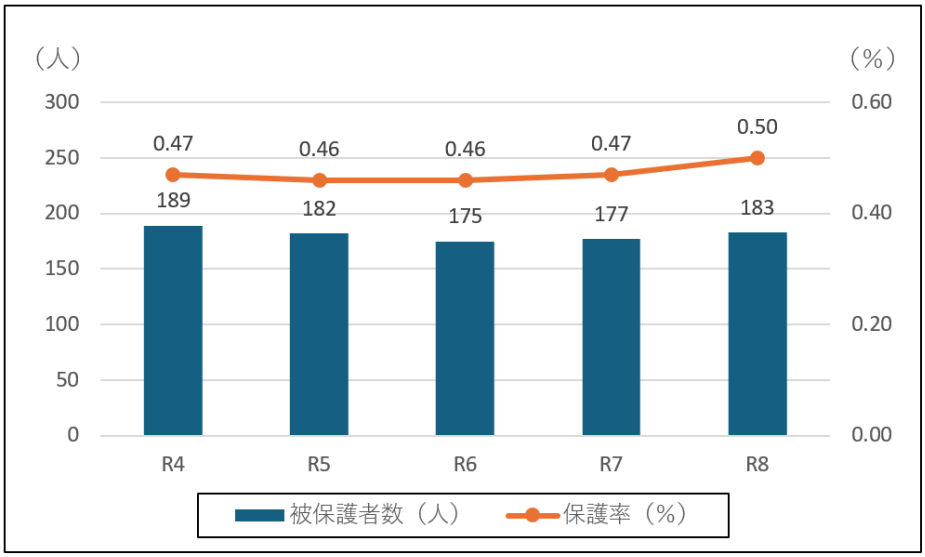

■ 障害者手帳所持者の推移

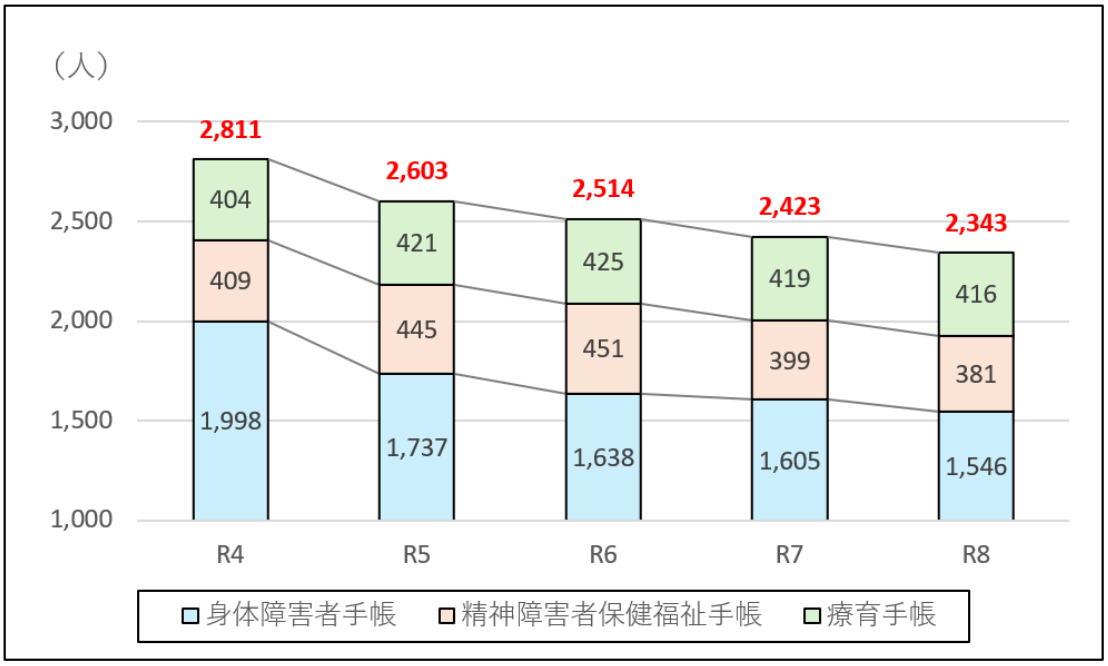

■ 児童扶養手当受給者数の推移

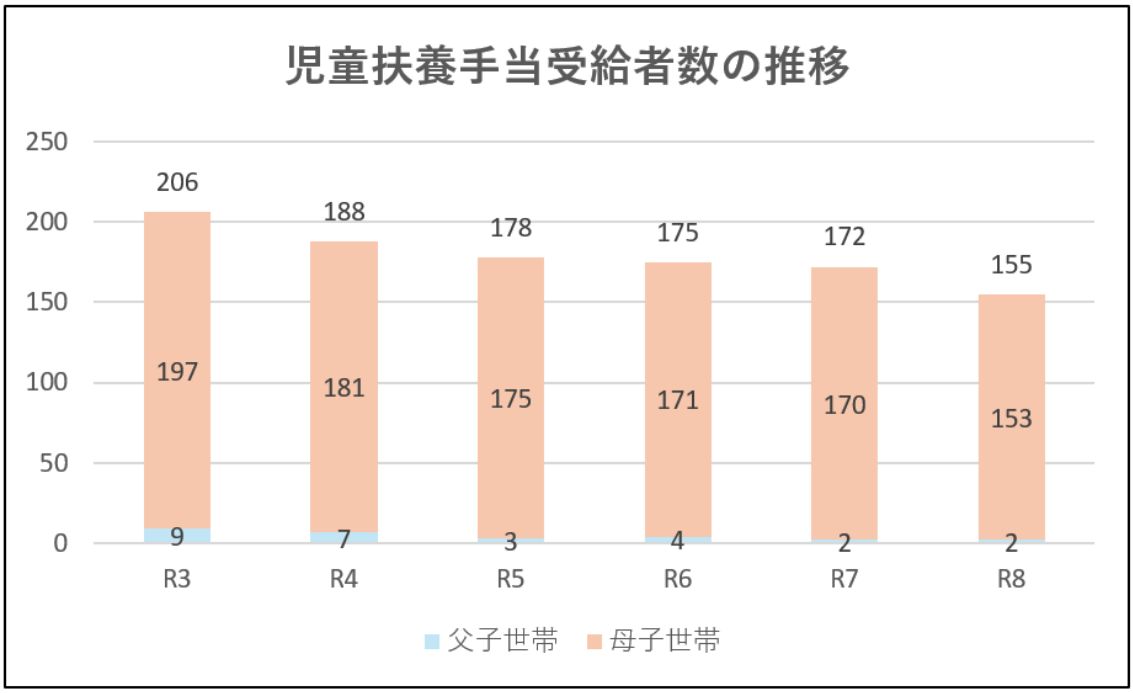

施策の方向性

⑴　地域活動における男女共同参画の推進

具体的事業	担当課
自治会等、地域における女性の参画促進	地域協働課

⑵　防災分野における女性の参画拡大

具体的事業	担当課
女性の視点を取り入れた防災体制の構築	危機管理課
防災体制における女性の参画拡大	危機管理課

⑶　困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

具体的事業	担当課
ひとり親など支援を必要とする子育て家庭への支援充実	こども家庭課
生活困窮者への自立支援	福祉事務所
高齢者や障がいのある人が安心して暮らすための支援	福祉事務所

第３章

計画の推進

第３章　計画の推進

１　市民・企業・団体等との連携
２　庁内の連携体制
３　進行管理
４　主要目標指標

第３章　計画の推進

１　市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面に関わります。そのため、多くの個人や組織が連携して推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される糸魚川市男女共同参画推進委員会を継続して設置し、男女共同参画社会の実現や男女共同参画プランに関することについて協議を行います。

２　庁内の推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

市長を議長とし、課長を構成員とする「糸魚川市男女共同参画推進会議」を設置して全庁的・計画的に取り組んでまいります。

また、関係事業を実施する各課の職員で構成する「糸魚川市男女共同参画推進庁内委員会」も設置し、より効果的で実態に即した事業の推進を図ります。

３　進行管理

計画の着実な推進のため、定期的に施策・事業の実施状況を把握するとともに、社会経済情勢の変化や女性を取り巻く社会状況の変化に応じて計画の見直しを行います。

４　主要目標指標

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

指標項目	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）
①男女平等意識について家庭生活で「男女平等になっている」と回答する人の割合（継続）	28.0%	37.0%
②「LGBTQ+」について「名称も内容も知っている」と回答する人の割合（新規）	34.3%	45.0%
③男女平等参画に関する講演会・広報紙への記事掲載などの啓発事業の実施回数（新規）	年２回	年３回以上
④キャリアフェスティバルを通じたキャリア教育（新規）	1 回/年	継続実施

基本目標Ⅱ　誰もが能力を発揮できる基盤づくり

指標項目	現状値（令和７年度）	目標値（令和 13 年度）
①職場における男女格差について「特に男女格差はない」と回答する人の割合（継続）	28.5%	50.0%
②新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）認定企業数（新規）	11 社	登録数増加
③「ワーク・ライフ・バランス」について「名称も内容も知っている」と回答する人の割合（継続）	35.0%	45.0%
④各種審議会等における女性委員の割合（継続）	24.3%	40.0%
⑤民間企業における女性管理職の割合（新規）	―	15.0%

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

指標項目	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 13 年度）
①女性のための相談室の設置（継続）	設置済	維持継続
②こころの健康電話相談窓口の設置（継続）	設置済	維持継続
③こども支援室の設置（継続）	設置済	維持継続
④生活困窮者自立支援相談窓口の設置（継続）	設置済	維持継続
⑤介護の相談窓口の設置（継続）	設置済	維持継続
⑥市民の健康寿命（継続）	81.8 歳	延伸
⑦生きがいのある高齢者の割合（継続）	54.3%	増加
⑧地域づくりプラン会議の構成員に占める女性の割合（新規）	―	30.0%
⑨防災会議の委員に占める女性の割合（継続）	2.5%	5.0%



資料編

資料編

１　男女共同参画に関する市民アンケート
２　糸魚川市男女共同参画推進協議会設置要綱
３　糸魚川市男女共同参画推進委員会名簿
４　男女共同参画に関連する法律

資料編

1　男女共同参画に関する市民アンケート

【調査概要】

(1)　調査対象	令和７年 10 月 1 日現在 糸魚川市住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民 1,000 人（男女各 500 人）
(2)　抽出方法	年代別に無作為抽出
(3)　調査方法	郵送又は回答フォームによる 無記名アンケート方式
(4)　調査時期	令和７年 11 月 10 日（月）～同年 11 月 30 日（日）
(5)　回収状況	回収数 428 件（回収率 42.8%） ≪回答方法の内訳≫ ・郵　　送　235 件 ・フォーム　193 件
(6)　回収割合	≪回答者の性別構成≫ ・女　性　56.8% ・男　性　42.5% ・未回答　0.7% 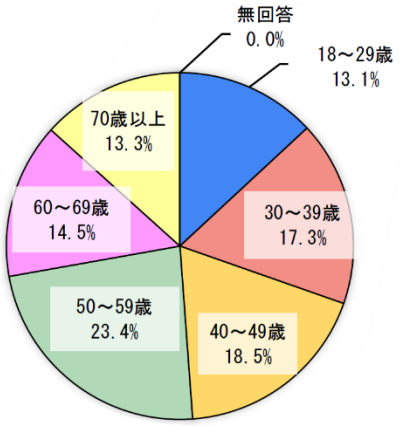

【アンケート結果】

２次元コード又は URL からご確認ください。

https://www.city.itoigawa.lg.jp/uploaded/attachment/17948.pdf

２　糸魚川市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成20年６月18日
条例第38号

（設置）
第１条　男女共同参画社会の形成を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、糸魚川市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会は、市長の諮問に応じて、糸魚川市男女共同参画計画の推進に関する事項について審議し、及びその事項に関して市長に答申するものとする。
２　委員会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関し、市長に意見を述べることができる。
（組織）
第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
(1)　学識経験者
(2)　公募による市民
(3)　各種団体等の代表者
（任期）
第４条　委員会の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、総務課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（委員任期の特例）
２　この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期については、第４条の規定にかかわらず、平成22年３月31日までとする。

附　則（平成22年３月26日条例第７号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月16日条例第２号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

３　糸魚川市男女共同参画推進委員会名簿

任期　令和８年７月１日～令和10年６月30日

氏　名	所　属　等
まるやま　きょうこ 丸山　京子	学識経験者
とみなが　のりこ 冨永　範子	糸魚川市校長会
ひご　いずみ 比後　和泉	糸魚川市私立保育園・認定こども園連盟
いとう　れい 伊藤　麗	一般社団法人　糸魚川青年会議所
みずかみ　やすこ 水上　康子	株式会社　八川屋商店
まるやま　ゆういちろう 丸山　祐一郎	連合新潟上越地域協議会糸魚川支部
いその　しげる 磯野　茂	社会福祉法人　奴奈川福祉会
すぎの　たかし 杉野　尚	糸魚川人権擁護委員協議会
あずま　みほ 東　美穂	糸魚川国際交流協会

４　男女共同参画に関する主な法律

日本国憲法

法の下の平等を定める第14条第１項で、性別による「差別」も禁じています。また、第24条第１項では、婚姻が両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦の協力により維持されなければならないこと、その基本として「夫婦は同等の権利を有する」ことを定めています。同条第２項は、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関して、法律は、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」に立脚して制定されなければならないと述べています。

男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすことが定められています。国や地方公共団体に、男女共同参画社会形成の促進のための施策を策定し実施することを求めており、国の施策には積極的差別改善措置も含まれます。（詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページ）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

事業主が、男女労働者を、募集や採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇といった雇用のあらゆる場面で差別をおこなうことを禁止しています。また、間接差別（たとえば、合理的な理由がなく、募集において身長170cm以上という条件をつけること。）、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いも禁止しています。同法は事業主にセクシャル・ハラスメント（性的性質に対するものも含む）や妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じることも求めています。（詳しくは、厚生労働省ホームページ）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

男女ともに休暇や短時間勤務がとれるように雇用環境を整備することを事業主に義務づけ、また労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知するように努めることを求めています。（詳しくは、厚生労働省ホームページ）

労働基準法

第４条で、使用者が女性労働者であることを理由として「賃金差別」をすることを禁止しています。（詳しくは、厚生労働省ホームページ）

次世代育成支援対策推進法

事業主に子育てに関する雇用環境や労働条件の整備のための行動計画を策定させ、支援も行っています。（詳しくは、厚生労働省ホームページ）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手などからの暴力の防止や、被害者の保護、自立支援等について定めた法律です。（詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページ）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

つきまとい等及びその繰り返しによるストーカー行為を規制、処罰しています。（詳しくは、e-gov法令検索）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）

戸籍上の性別の変更について、一定の要件の下で認めるための特例を定めた法律です。（詳しくは、e-gov法令検索）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務づけられた法律です。（詳しくは、厚生労働省ホームページ）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

【 ご注意 】

２次元コードのウェブサイトは、糸魚川市のウェブサイトではなく、糸魚川市の管理下にないものです。
ウェブサイトのアドレスについては廃止や変更されることがあります。

第４次いといがわ男女共同参画プラン

令和９年（2027年）３月
編集：糸魚川市総務課

≪発行≫糸魚川市
〒941-8501
新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号
TEL　025-552-1511
URL　https://www.city.itoigawa.lg.jp/